福祉サービス利用援助事業

あんしんサポートねっと

ものわす こうれいしゃ ちてきしょうがい せいしんしょうがい 物忘れなどのある高齢者や知的障害・精神障害の

ある方などが、安心して生活が送れるように、

定期的に訪問し、福祉サービスの利用や

る。 **暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。**



- ●どのような福祉サービスがあるのかよくわからないわ。
- ●介護保険の要介護認定の申請を誰か手伝ってくれないかなあ。
- ●いろいろと郵便物や書類がくるけど、よくわからないわ。
- ●一人暮らしの生活っていろいろ不安だわ…。誰か相談にのって くれないかしら…。





- ●私の代わりに、福祉サービスの利用料や病院、光熱費などの支払い をしてくれないかなあ。
- ●家に大切な預金通帳や土地の権利証を保管しておくのは不安だな。

植談は無料です。お気軽にご植談ください。 あなたの秘密はまもります。 生活していく上で、一人で判断することに不安のある高齢者や知的障害・精神障害などのある方がご利用いただけます。

※①の福祉サービス利用援助(基本事業)に加えて、②③④(選択事業)のお手伝い(援助)を行います。 ※居宅で生活している方に限らず、施設や病院などを利用している方も対象となります。

福祉サービス利用援助

福祉サービスの利用をお手伝いします。

- 定期的に訪問して、ご相談をお受けします。
- 福祉サービスの内容や利用のしかたをご説明します。
- 福祉サービス利用の際の申し込み・契約などのお手伝いをします。
- 福祉サービスの利用に対して苦情があれば、一緒に解決のお手伝いをします。







日常の暮らしに必要なお金の出し入れをお手伝いします。

- 福祉サービスの利用料や病院代、公共料金などのお支払いをします。
- 銀行や郵便局に行き、年金や手当などの生活に必要なお金をお届けします。
- 銀行や郵便局でお金を出し入れし、お金の使い方をご確認します。
- **ご希望により、日常的金銭管理に使用する通帳(50万円まで)と印鑑をお預かりすることができます。

日常生活上の手続き援助

日常の暮らしに必要な事務手続きのお手伝いをします。

- 郵便物を整理して、内容をご説明します。
- 役場で行う手続きの届け出や申し込みなどのお手伝いをします。
- その他、暮らしに必要な手続きのご相談をお受けします。

書類等預かりサービス





大切な書類などをお預かりします。

- 不動産の権利証又は契約書
- 契約書類 保険証書

※お預かりした書類等は、金融機関の貸し金庫で保管します。

とまが こっとうひん ききんぞく かぶけん げんきん きき ※書画・骨董品・貴金属・株券・現金などはお預かりできません。

※お籍かりするものが高額な場合は、他のサービスをお勧めすることがあります。

利用の

- ●まずは、吉見町社会福祉協議会に ご相談ください。
- ●吉見町社会福祉協議会の職員「専門 話をお聞きします。

ご訪問し話し合います

「専門員」がお宅に訪問し、雨 りごとの状況や生活状況な どを詳しくお伺いします。お 気軽にお話ください。

- ●「専門員」が、あなたと一緒にお手伝いする 内容を考え、計画書をつくります。
- ●その計画でよろしければ、契約を結びます。 ※契約時にご本人の契約能力や意思の確認が難しい場合
- は、契約締結審査会で審査を行う場合があります。

- ⇒吉見町社会福祉協議会に所属する「生活支 えんいん ていきてき ほうもん しぇんけいかく 接員」が定期的に訪問し、支援計画のとおり にお手伝いします。
- ●他に困りごとや心配ごとが出てきたら、「**韓** もんいん 門員」や「生活支援員」にご相談ください。

りょうりょうきん 利用料金

ご相談や支援計画の作成は無料です。 契約後の「生活支援員」によるお手伝いには、次の料金が かかります。

えんじょ ないよう 援助の内容	りょうりょうきん 利用料金
● 福祉サービス利用援助	1回1時間まで 1,200円 いこう 以降30分ごとに 400円が加算されます。 ただし、旨常的金銭管理の援助で通帳をお預かりする場合、 では金融機関において代理により援助を行う場合は、1回 1時間まで 1,600円になります。
● 書類等預かりサービス	基本料 2,000円 (1年間) 場合の表示 (1ヶ月)
せいかつしえんいんたく りようしゃたく	おうふく こうつうひ りようりょうきん ふく りようしゃたく

- ◆ 生活支援資管から利用者管までの発養の交通費は利用料整に含まれますが、利用者管から ・ 金融機関等への移動にかかる交通費などの実費は、別途ご負担いただきます。
- ◆ 生活保護世帯は無料です。

この事業に 対する苦情は

吉見町社会福祉協議会 支は 埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センターの苦情受付担当者にご相談ください。 解決に向けて取り組みます。

- この事業の運営監視を行う「埼玉県運営適正化委員会」に苦情を申し立てることもできます。

マルェラモラ たん さいたまけんうんえいてきせいかいりんかい てんり 古情相談:埼玉県運営適正化委員会 電話 048-822-1243



ご相談・お問合せ先

~相談は無料です。~

社会福祉法人吉見町社会福祉協議会

吉見町大字下細谷1216番地1(福祉会館内)

電話 0493-54-5228

FAX 0493-54-6905